### 国の債権に係る情報の公表

### 内閣官房 (一般会計)

### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

١		ŕ	分和4年度	令和5年度 令和6年度						
		管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額			
		前年度以前発	前年度以前 発生分 本年度発生分		前年度以前 発生分 本年度発生分	前年度以前発	前年度以前 発生分 本年度発生分			
		生未 本年度発生分消滅 債権	うち 不納 欠損額 大損額	以前発 生未消 滅債権 分	うち 不納 欠損額 欠損額	生未消 本年度発生分 滅債権 分	うち 不納 欠損額 大損額			
	슴 計	369 285 84	90 6 0 84 0	633 6 627	633 6 0 627 0	754 62 692	708 16 0 692 0			
	備考	主な管理対象債権額 返納金債権 86百万円 返納金債権 86百万円					主な消滅額 返納金債権 638百万円			

<sup>※</sup>消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

#### 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

				令和4	1年度末	見在額							令利	口5年度末	現在額							令和	16年度末	現在額			
			一般	分(徴収	停止分を	:除く。)		徴収値	亭止分			一般	分(徴収	停止分を	·除く。)		徴収値	亭止分			一般	分(徴収(	停止分を	除く。)		徴収	亭止分
		本年度発生債権分					計		24- Fr 171:		本年度発	生債権分	前年度以前	前発生債権分	合	計		at he etc		本年度発	生債権分	前年度以前	7発生債権分	É	計		at he ofe
		履行期 到額	履行期 限未到 来額	履行期限到来	履行期 限未到来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	前年度 以 債 分		履行期 限到来 額	履 期 利 来 額	履行 期限 到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	削年度 以前発 生債権 分		履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	前年度 以 債 分
債権の種類																											
(部)雑収入	279	0	0	(	278	0	279	0	0	279	0	0	0	278	0	278	0	0	324	0	0	0	324	(	324	. (	0
(款)国有財産利用収入	91	0	0	(	91	C	91	0	0	91	0	0	0	91	0	91	0	0	137	0	0	0	137	(	137	′ (	0
(項)利子収入	91	0	0	(	91	C	91	0	0	91	0	0	0	91	0	91	0	0	137	0	0	0	137	(	137	′ (	0
(目)利息債権	91	0	0	(	91	C	91	0	0	91	0	0	0	91	0	91	0	0	137	0	0	0	137	(	137	′ (	0
(款)諸収入	187	0	0	(	187	C	187	0	0	187	0	0	0	187	0	187	0	0	187	0	0	0	187	(	187	′ (	) (
(項)弁償及返納金	187	0	0	(	187	C	187	0	0	187	0	0	0	187	0	187	0	0	187	0	0	0	187	(	187	′ (	) (
(目)返納金債権	0	0	0	(	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(	) (	) (	0
(目)損害賠償金債権	187	0	0	(	187	C	187	0	0	187	0	0	0	187	0	187	0	0	187	0	0	0	187	(	187	′ (	0
(項)雑入	0	0	0	(	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(	) (	) (	0
(目)延滞金債権	0	0	0	(	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(	) (	) (	0
合 計	279	0	0	(	279	C	279	0	0	279	0	0	0	278	0	278	0	0	324	0	0	0	324	(	325	5 (	0

<sup>※</sup>計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

### 令和4年度

# 不納欠損額の内訳

内閣官房

一般会計

(単位:千円)

	Б./\	本年度発	生債権分	前年度以前	発生債権分		H	/#: <del> /</del> .
	区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	備考
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)			0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		0	0	0	0	0	0	
	徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0	
	徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0	

<sup>※</sup>計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

### 令和5年度

# 不納欠損額の内訳

内閣官房

一般会計 (単位:千円)

	区分	本年度発	生債権分	前年度以前	発生債権分		H		
	四刀	件数	金額	件数	金額	件数	金額	7開 行	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)		0	0	0	0	0	0		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		0	0	0	0	0	0		
	數収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0		
	敦収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0		

<sup>※</sup>計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

### 令和6年度

# 不納欠損額の内訳

内閣官房

一般会計

(単位:千円)

	太年度発	生債権分	前年度以前	=	+	(T-12.111)	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	備考
徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0	
徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0	
徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0	
徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0	

<sup>※</sup>計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。